

+++防犯ボランティア活動災害見舞金制度

愛知県では、安全なまちづくりのため、自主的に防犯活動に取り組むボランティアの方々が、少しでも安心して活動を行うことができるように、県にあらかじめ登録した団体の構成員が、パトロール等の警戒活動中の事件・事故により負傷を負った場合などに、災害見舞金を支給しています。

制度の詳細については、県のホームページ（県民安全課・安全なまちづくりのページ）に掲載されている支給要綱をご覧ください。（URL：<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenmin-anzen/>）

◎ 支給対象となる事件・事故

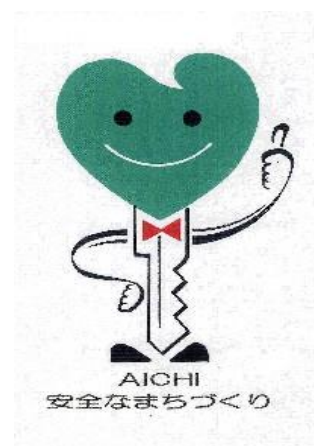
支給対象となる事件・事故	支給対象となる事件・事故は、愛知県内で、原則として、複数の者により行われる防犯パトロール活動又は通学路等における子どもの安全確保活動などの警戒活動を実施しているときに、他人の犯罪行為又は交通事故等により死亡し又は負傷した場合です。 ※ ただし、次の場合は支給の対象となりません。 ① 防犯ボランティアの故意又は重大な過失により生じた事件・事故 ② 防犯ボランティアの自傷行為、犯罪行為又は闘争行為に起因する事件・事故 ③ 防犯ボランティアの飲酒運転、無資格運転による事件・事故又は薬物の影響下の事件・事故 ④ 上記に掲げるもの以外で、知事が災害見舞金の支給することが適当でないと認めた事件・事故 ※ 具体的な例としては、武力攻撃により多数の死傷者が発生したときなど、活動に従事する者もしない者も等しく見舞われる事件・事故や、避難勧告が発令されているなど、通常、活動を控えるべき状況下における活動中の事件・事故などがあげられます。
支給対象者	災害見舞金の支給対象となる防犯ボランティアは、県民又は事業者が自主的に組織し、5人以上で構成され、上記の活動を月1回以上の頻度で継続的かつ計画的に実施する団体で、県にあらかじめ登録した内容の活動に無報酬で参加するボランティアの方です。 なお、県費でボランティア活動保険に加入している方は除きますが、市町村費等で加入している人については、支給対象となります。 ※ 団体の登録内容に変更があった場合は、速やかに変更の届出を行ってください。変更の届出がなされていないと、支給対象とならない場合がありますのでご注意ください。

◎ 見舞金の支給額

見舞金の支給額は次のとおりです。

なお、支給に当たっては、県で審査を行います。

区 分	金 額
死 亡	5万円
重 傷	2万円
軽 傷	1万円



◎ 事故が発生した場合は？

事故が発生し、負傷を負った場合等は、速やかに愛知県防災安全局県民安全課にご連絡下さい。

見舞金の申請に当たっては、医師の診断書、団体の活動中の事故である証明などを添付する必要があります。

ります。詳細は、愛知県防災安全局県民安全課にお問い合わせ下さい。

◎ 書類の提出先

団体の所在地	提出先（担当課）
名古屋市（全区）	〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1-2 防災安全局県民安全課安全なまちづくりグループ TEL 052-954-6176（ダイヤルイン） FAX 052-954-6910
一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市 小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市 日進市、清須市、北名古屋市、長久手市 東郷町、豊山町、大口町、扶桑町	〒460-8512 名古屋市中区三の丸二丁目6-1 尾張県民事務所 防災安全課 TEL 052-961-1436（ダイヤルイン） FAX 052-951-9106
津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町 蟹江町、飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町1-14 海部県民事務所 県民防災安全課 TEL 0567-24-2125（ダイヤルイン） FAX 0567-26-0729
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町 武豊町	〒475-8501 半田市出口町1-36 知多県民事務所 県民防災安全課 TEL 0569-21-8111（内線380） FAX 0569-23-2354
岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市 西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 西三河県民事務所 防災安全課 TEL 0564-27-2780（ダイヤルイン） FAX 0564-23-4316
新城市、設楽町、東栄町、豊根村	〒441-1365 新城市字石名号20-1 新城設楽振興事務所 県民防災安全課 TEL 0536-23-2113（ダイヤルイン） FAX 0536-23-2125
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	〒440-8515 豊橋市八町通5-4 東三河総局 県民環境部防災安全課 TEL 0532-35-6102（内線206） FAX 0532-54-5582

◎ 団体登録の方法

防犯ボランティア団体登録申請書は、県ホームページ（前記URL）からダウンロードするか、上記県民事務所等の担当課で入手できます。必要事項を記載の上、団体の所在地を所管する上記担当課に持参、郵送又はFAXにて提出して下さい。

◎ 安全なまちづくり活動推進員の活動にご協力を

愛知県では、防犯教室等の開催、ボランティアに関する助言、指導等を行うなど、新たに自主防犯団体を設立する方々を支援し、また、既に自主防犯活動を行っているボランティアの方々をサポートする、安全なまちづくり活動推進員を県内の各県民事務所に配置しています。

ボランティアの皆さんの活動を効果的にサポートするため、活動推進員が皆さんのところに実態調査等でお伺いしたりすることがあります。ご協力をお願いします。

問い合わせ先 愛知県防災安全局県民安全課 安全なまちづくりグループ 電話番号 052-954-6176（ダイヤルイン）
